

第36回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年6月26日（金）午後4時00分から午後4時40分

2. 開催場所 豊中市役所第一庁舎2階大会議室

3. 出席委員 （15人出席）

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄
住田 英二 高島 邦子 中尾 常雄 中尾 祐子
西本 健一 半田 益宏 伏田 清実 松尾 眞一
光久 修平 山本 隆史

4. 議事日程

報告第99号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分について

報告第100号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分について

報告第101号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

議案第29号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による特定農地貸付けの変更の承認申請について
その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 局長補佐 塩川 綾乃 副主幹（書記） 渡辺 和彦
書記 多田 和子

6. 会議の概要

事務局 ただ今から第36回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は社会長にお願いいたします。

議長（会長） ただ今から第36回豊中市農業委員会を開会します。

本日は15名の委員が全員出席され、定足数に達していますので、本委員会は成立しています。

議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、西本委員と半田委員を指名します。次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

事務局 <議事日程を報告>

議長（会長） 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。

事務局 <資料の確認>

議長（会長） それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第99号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番について、西本委員から報告願います。

西本委員 1番について、報告します。届出人は利倉●丁目の●●さんです。

本件の場所は、利倉●丁目で、6月11日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。以上、報告します。

議長（会長） ただ今の報告に基づいて、6月22日に受理通知書を発行したものです。

次に、日程第2、報告第100号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分についてです。1番について、山本委員から報告願います。

山本委員

1番について、報告します。

譲渡人は柴原町●丁目の●●さん、譲受人は大阪市北区の●●さんです。

本件の場所は柴原町●丁目で、5月14日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長（会長）

ただ今の報告に基づいて、5月22日に受理通知書を発行したものです。

2番について、川上委員から報告願います。

川上委員

2番について、報告します。

譲渡人は若竹町●丁目の●●さん、譲受人は兵庫県宝塚市の●●さんです。

本件の場所は若竹町●丁目で、5月29日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長（会長）

ただ今の報告に基づいて、6月10日に受理通知書を発行したものです。

3番について、伏田委員から報告願います。

伏田委員

3番について、報告します。

譲渡人は緑丘●丁目の●●さん、譲受人は中桜塚●丁目の●●さんです。

本件の場所は緑丘●丁目で、6月1日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長（会長）

ただ今の報告に基づいて、6月12日に受理通知書を発行したものです。

日程第3、報告第101号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。

本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について中尾祐子委員と中尾常雄委員より報告願います。まず中尾祐子委員から報告願います。

中尾祐子委員

1番について報告します。農業相続人は上新田●丁目の●●さんです。

適用農地は東泉丘●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

6月11日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長（会長）

続いて中尾常雄委員より報告願います。

中尾常雄委員

1番について報告します。農業は上新田●丁目の●●さんです。

適用農地は上新田●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

6月11日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長（会長）

ただ今の報告に基づいて、6月23日に発行したものです。

次に、日程第4、議案第29号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による特定農地貸付けの変更の承認申請について、を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局

議案書をご覧ください。

特定農地貸付け法により、個人が所有する農地を市民農園として開設し、その後契約期間を延長する場合は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、農業委員会で変更の承認を得る必要があります。

今回、この議案を挙げるに至った経緯は、4月9日に新規開設された当該農園の利用者の多くから要望書が提出されたことによるものです。

要望書の主旨につきましては、農園全体が粘土質土壌であり、かつ伐根もしなければならぬことから通常の栽培を行えるまでに相当の費用と労力を要する。このことは、農地所有者が事前の準備を履行されていないことに起因するため、2年の利用期間の延長を望まれているというものです。なお、延長分について利用者は利用料の支払いの意思を示されております。

今回の件を鑑み、開設者である●●様は利用者が快適に農作業を行える状態にしなければならないという点において耕運不足は否めないとのことで農業委員会に対し、相当分として1年間延長の変更承認申請を行うことになったものです。このことについて、農園を斡旋する立場の市としましても様々な関係機関に調査した結果、利用者にご迷惑をおかけした点を考慮し、開設者からの利用期間延長の申し立てを受理することといたしました。

委員の皆さま方におかれましては、事前に現場を確認いただいておりますので、お分かりかと思いますが、作物が全く育たない土壌ではないものの、他の農園とくらべ、土壌全体が粘土質であり、土の塊も大きく固く、その改良には一定の時間を要することはわかりいただけたことと存じます。

経緯については、以上でございますが今回申請のありました農園の所在、地番、地目、面積、開設者の住所・氏名、農園名、区画数はそれぞれ議案書に記載のとおりとなっております。

併せて、農園の区画図や直近（6月15日現在）の各利用者の作付け状況も別添資料としてつけておりますので、ご確認ください。

以上、何卒よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長（会長）

ここで審議するのは、契約期間を令和11年3月15日まで1年間延長することを可とするかどうかということですのでよろしいですね。それでは、ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

委員

延長される方と延長しない方、両方あっても問題はないか。

事務局 きちんと管理をすれば問題はない。

委員 延長しない区画はどうなるのか。

事務局 延長しない方の区画は、補欠の方に連絡して期間を1年だけとして利用していただくことを考えている。補欠が利用希望しない場合は農園開設者の方できちんと管理していくことになる。

委員 粘土質であるとのことだが、現地確認したところきちんと野菜は育っていた。報告しておきます。粘土質だと野菜は育ちにくいものですか。

議長（会長）一つは排水の問題。広域での根腐れが起こりやすいということがあります。

委員 農園開設者が土壌改善を行ったものとみます。

事務局 農園開設者が排水の改善を行うとともに、利用者も協力して改善を行ったものです。

委員 現地を確認したところ、ほかの農園と比べて土の質が違うことから、1年延長するのはよいことだと思う。土を改善するための期間として1年延長という案で進めてもらったらよいと思う。

委員 1年延長して、3年かけて耕したところが、次の抽選で同じ区画が使えないことになったら苦情が出ないか。

事務局 さまざまなお声に対しては、事務局の方できちんと説明させていただきます。また、農園利用者からは2年延長との要望が出ておりましたが、他の農園利用者との公平性等、総合的に判断して1年延長が妥当であると考えておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

委員 延長分の利用料は1万円支払うことになるのか。

事務局 870円×12ヶ月分お支払いいただくことになる。

委員 要望書では2年延長となっているが、1年延長とすることに利用者は納得しているのか。

事務局 利用者の代表者には説明済みです。

委員 1年延長してもよいと思います。

議長（会長） それでは、1年延長するということでご異議ございませんでしょうか。

＜異議なしの声＞

議長（会長） 異議なしと認めます。本件について承認することに決定しました。

次に、その他案件としまして、事務局からの報告をお願いします。

事務局 資料はございませんが、現在指導対応中の案件についてご報告させていただきます。

桜の町●丁目 ●●さんの生産緑地についてです。

現状木は植えられているが、草が伸びて不耕作気味の農地です。

農地に隣接しているマンションの管理人から、当該農地から虫（ヤスデ）が発生し、害虫被害に困っており、農地所有者に農地をきれいにしてほしいとの相談がありました。

事務局の方でも現地確認を行い、事務局から●●さんに期限を決めて草を刈り、きれいにするよう指導はしています。

生産緑地としても看過できるものではないため、草を刈るとともに、きちんと耕作するよう今後の状況を注視するとともに、農業委員も交えて、指導していきます。また

再三指導しても従わない場合は、農地法第42条の規定による措置命令を行うことも視野に入れてまいります。

議長（会長） 次に、次回の農業委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

事務局 次回の委員会の日程ですが、7月17日（金）に開催したいと考えております。

開会は午後4時で、場所は第二庁舎4階 大会議室です。

現地調査は午後2時30分からとし、調査班は今井委員・西本委員ですが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

議長（会長） それでは、次回の農業委員会と現地調査は、7月17日（金）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。